

令和7年度

いじめ防止基本方針



石岡市立八郷中学校 生徒指導部

# I いじめ防止対策のための基本方針

## はじめに

新年度を迎えるにあたり、いじめの積極的な認知及び早期発見・早期対応の徹底や重大事態の発生を防ぐために、学校の体制を整え、日々いじめの未然防止に向けて取り組んでいかなければならない。

平成25年に「いじめ防止推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」等が出されました。昨年8月30日には、その「いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂」が実施され、茨城県においても「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が出され、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組むための連携・協力を訴えている。また、毎年、いじめに対する数々の方針が出されている。

また国では、社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「子ども基本法」が制定されされています。その権利が脅かされるような学校であってはならず、安心・安全な学校づくりのため、平時からの備えを大切にして教育活動を行わなければならない。

ここに、「いじめ問題」を学校全体で正しく理解し、未然防止・早期発見・早期対応の徹底するため、「いじめ防止基本方針」を作成する。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

### (2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むことが重要である。また、いじめが認知された場合には、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識を以下に示す。

#### <具体的ないじめの態様例>

- ・冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団より無視される
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせたりする
- ・SNS等で、誹謗中傷をされる

等々

## 2 未然防止対策

### (1) 生徒の実態を把握するために

#### ① 教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るには、教職員の気づきが大切である。そのためには、生徒と同じ目線で考え、共に笑い、共に涙するといった場を共有することが大切である。その中で、生徒の言動から、個々のおかれている状況や精神状態を推察することができる感性を高めていくことが求められている。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで取り組むべき問題である。

#### ② 実態把握の方法

生徒の個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが重要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や、学級内の人間関係を把握する調査等を活用することが有効である。

### (2) 望ましい集団を育成するために

生徒が、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が重要である。

生徒は、環境に大きな影響を受ける。教職員が生徒に愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめを未然防止する上で大きな力となる。

#### ① 生徒から信頼される教職員

生徒は、教職員の言動をよく見ている。教職員の何気ない言動によって生徒を傷つけたり、いじめを助長させたりすることがないように心がけなければならない。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

#### ② 教職員の協力体制

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導について悩みを相談したり、アドバイスし合ったりする職場の雰囲気大切である。

#### ③ 自己肯定感の高揚

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員の生徒への温かい声かけが

自己肯定感を高め、生徒は大きく変容する。

### (3) 命や人権を尊重する心を育てるために

#### ① 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

#### ② 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さ等からおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。生徒は、心が揺さぶられる教材や資料と出会い、互いの価値観を磨き合う学びの場を設定することで、自分自身の行動や生活を省みる。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱っていく。

#### ③ 特別活動の充実

生徒が主体的に取り組めるよう、支援していく。

ア 全ての学校で児童生徒の主体的に取り組む「いじめ防止フォーラム」を実施する。

イ いじめへの理解を深め、心の通う人間関係の構築に向けたワークショップ等の開催を実施する。

ウ スクールカウンセラー等を活用した、「いじめを生まない家庭教育フォーラム」の開催を推進し、いじめの防止に対する家庭の教育力向上を図る。また、「SOSの出し方に関する教育」として授業を実施し、自ら行動できる生徒の育成を図る。

エ インターネットを通じて行われるネットいじめを防止するために、メディア教育指導員等を活用した情報モラル教育の充実を図る。

オ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等を含めた人間関係づくりの能力を高めるための研修会を推進する。

カ 未然防止教育として、道徳教育の充実及び体験活動等の一層の推進を図り、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

キ 話し合い活動のルールづくりやもち方について具体例を示し、話し合い活動の活性化を図る。

ク 日常の教育活動を通じてすべての児童生徒の成長発達を支える「発達支持的生徒指導」の充実を図る。

ケ 児童生徒が互いに個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような安心・安全な風土の醸成を図る。

#### ④ 保護者や地域との連携

学年学級PTAやPTAの専門委員会で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見の交換をする場を設定する。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、家庭教育学級の開催や学校・学年だより等による広報活動も重要である。

## 3 早期発見

### (1) いじめを見抜く教師の目

#### ① 生徒の立場に立つ

いじめを見抜くためには、生徒一人一人を「人格のある人間」として向き合い、人権

を尊重した教育活動を行う必要がある。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の立場に立って、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒を守るという姿勢が大切である。

## ② 共感的に理解する

教師は、生徒の言動や表情などから、心の動きや状態を敏感に感じ取れるような感性を高めることが重要である。そのためには、生徒の気持ちを受け止め、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが求められている。

## (2) いじめ発見の手立て

### ① アンケート

学校全体で、いじめ発見のためのアンケートを計画的にとることは、いじめを早期発見するために有効である。市の「いじめ早期発見チェックリスト」を参考にしながら、アンケートを実施する上での留意点を確認し、全ての教職員の共通理解のもと、実施する。

### ② チェックリスト

いじめを早期発見するために、生徒の授業中や休み時間、給食など学校生活の様々な場面について、観察の視点を決めて全職員で実施する。チェックリストを繰り返し活用することで、教職員の観察力も向上する。

### ③ 相談体制

定期的な教育相談を行うだけでなく、チャンス相談等を実施することで、いじめを早期発見する教育相談体制を整える。また、心の教室相談員やスクールカウンセラーと連携しながら教育相談を行う。

ア スクールカウンセラーによる「SOSの出し方に関する教育」の授業を行う。

イ 「校内オンライン相談窓口」を設置する等、生徒がSOSを出しやすい環境づくりを推進する。

### ④ Q-Uの活用

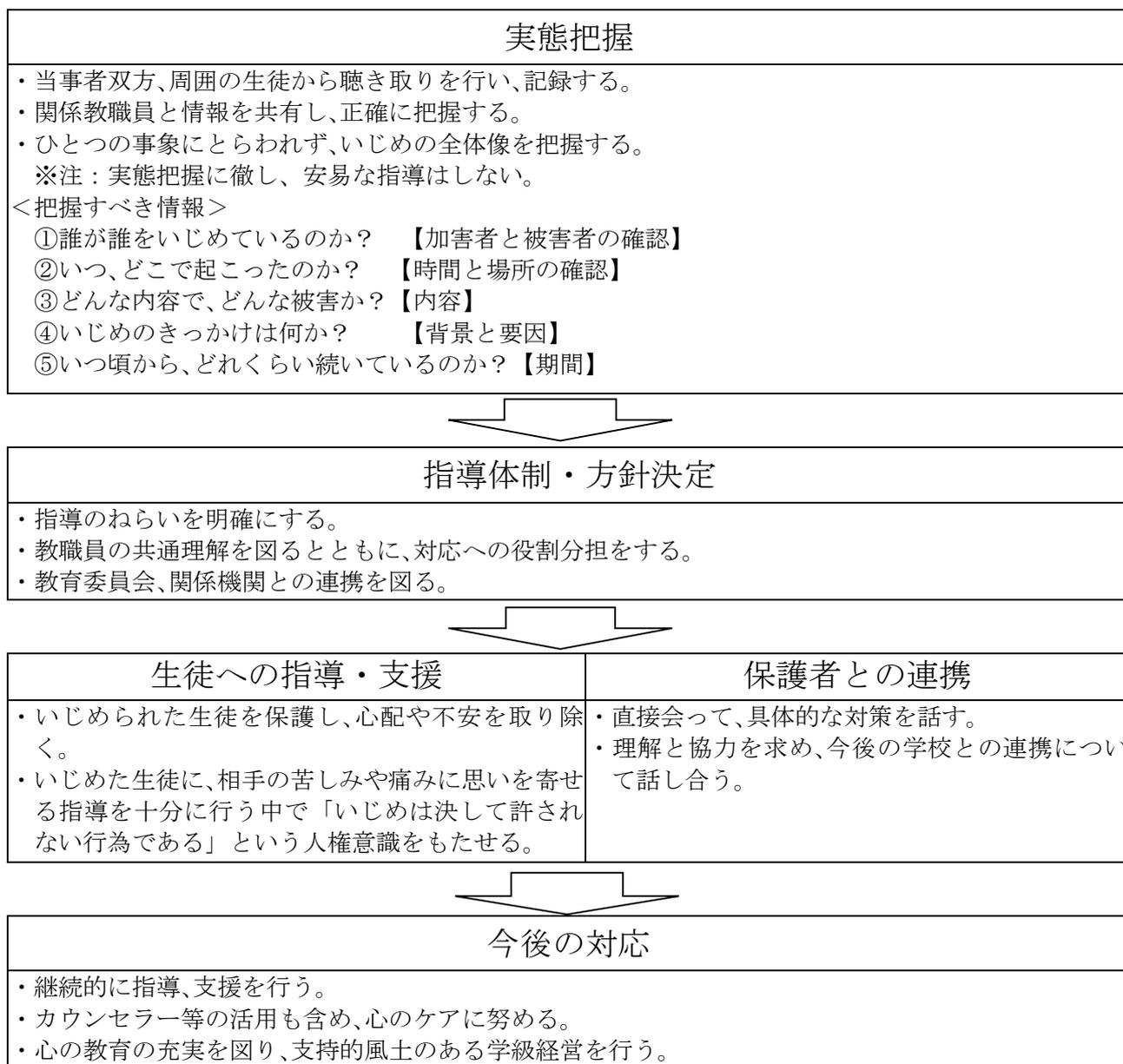
学校環境適応感の測定尺度としてQ-Uを利用する。客観的なデータから生徒の学習的適応と対人的適応の状況を把握し、いじめの早期発見に役立てる。

### ⑤ いじめ解消サポート

茨城県が設置している「いじめなくそう！ネット目安箱」、県南教育事務所の「いじめ体罰解消サポートセンター」、石岡市教育相談室について周知し、活用を図る。

#### 4 早期対応

##### (1) いじめ対応の基本的な流れ



##### (2) いじめ対応の留意点

###### ① いじめられた側への対応

###### 生徒に対して

- 事実確認をするとともに、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- 必ず解決できる希望がもてるようにする。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

###### 保護者に対して

- その日のうちに家庭訪問等をし、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。

- 家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の生徒の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。

## ② いじめた側への対応

### 生徒に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた生徒の心の痛みを共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

### 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での協力を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、助言する。

## ③ 周囲の生徒への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年、学校全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

## 5 重大事態とその対処

### (1) 重大事態の調査

重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※ いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
(自殺の企図・身体の重大な傷害・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症 等)

※ いじめにより生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
(年間30日を目安・一定期間連続して欠席)

### (2) 重大事態発生時の報告と調査

重大事態が発生した旨を市教委に報告するとともに、調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

### (3) 重大ないじめ事案に対して

警察に相談・通報を行い、連携して対応する。また、教育委員会と連携し、SSWや指導主事と調整を行う。

## 6 学校外のいじめの対応

### (1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

名称	◇メール・チェーンメール ◇ブログ・プロフィールサイト ◇SNS ◇動画共有サイト
具体例	◆匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。 ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。 ◆流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

### (2) 未然防止のために

#### ケータイ・スマホ安全教室

- 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること
- メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること

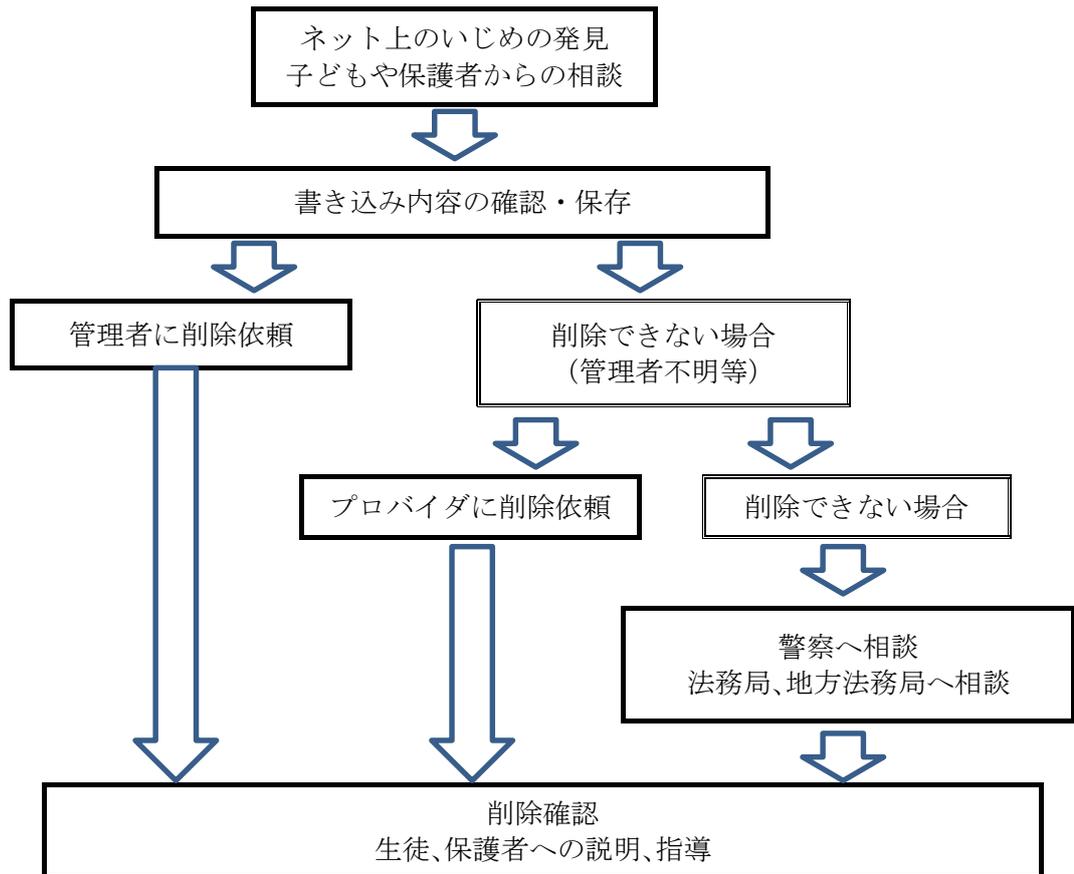
#### 生徒への指導のポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる
- 流出した情報は、簡単に回収できないこと

### (3) 早期発見・早期対応のために

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、事件化を考えるよりも生徒の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応することが必要である。

<書き込み等の削除の手順>



① 管理者への連絡

- ・ サイト内で管理者の連絡方法を確認し、それによって依頼する。
- ・ 「削除用メールアドレス」「入力フォーム」等が掲載されている場合が多いため、示された方法によって依頼する。

② 管理者が削除に応じない場合

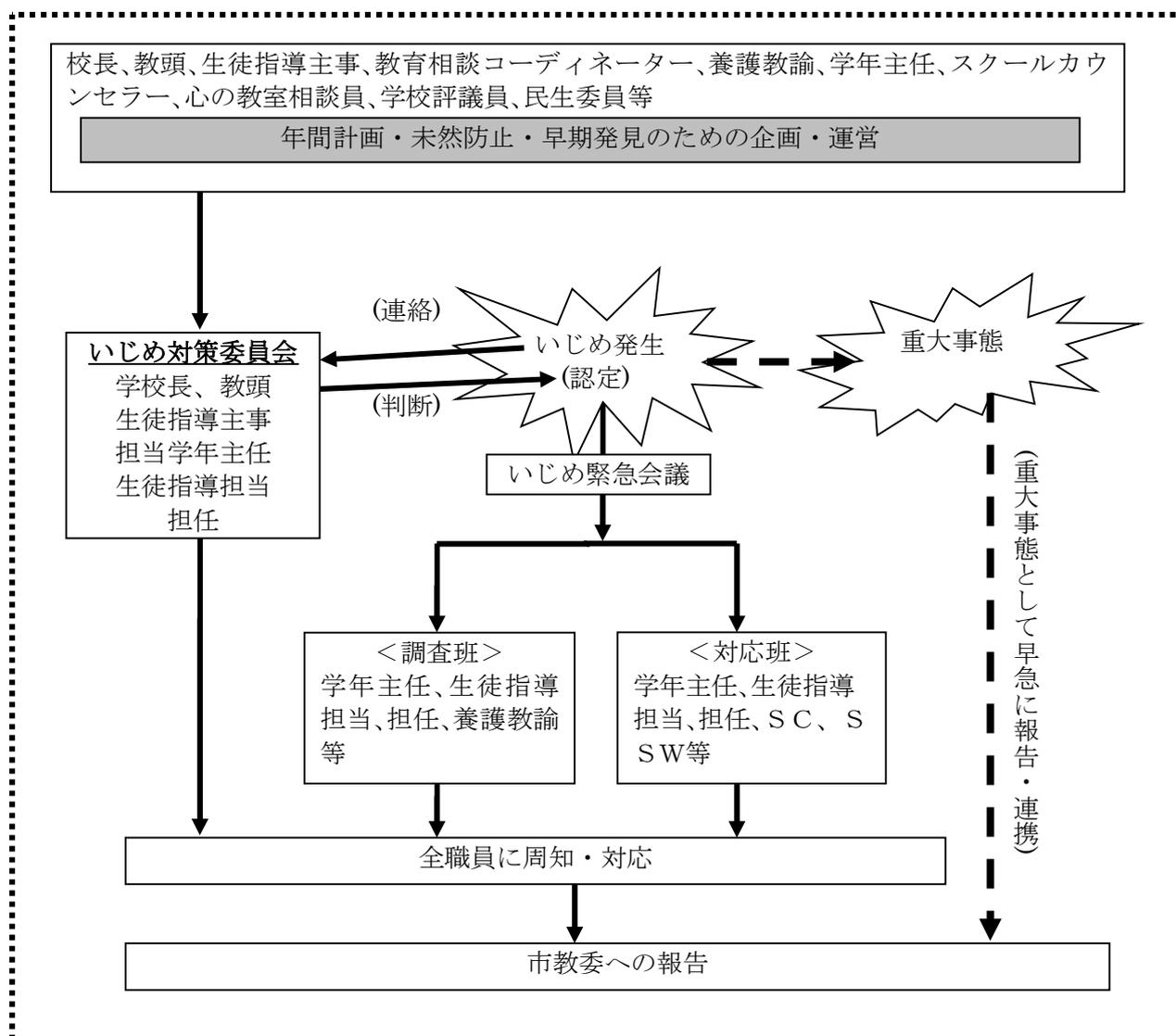
- ・ プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を依頼する。
- ・ 管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察に相談する。

## Ⅱ いじめ防止対策のための組織・年間計画

### 1 いじめ対策委員会の設置

- (1) いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、学年主任を中心に、スクールカウンセラー、スクールサポーター、学校評議員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ常時委員会は、未然防止・早期発見を目指し、定期的を開催する。
- (4) いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して早期対応を図る。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教委へ報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

#### <いじめ対策委員会組織>



※事案により柔軟に編成する。

## 2 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まねばならない。

### < R7 年間指導計画 >

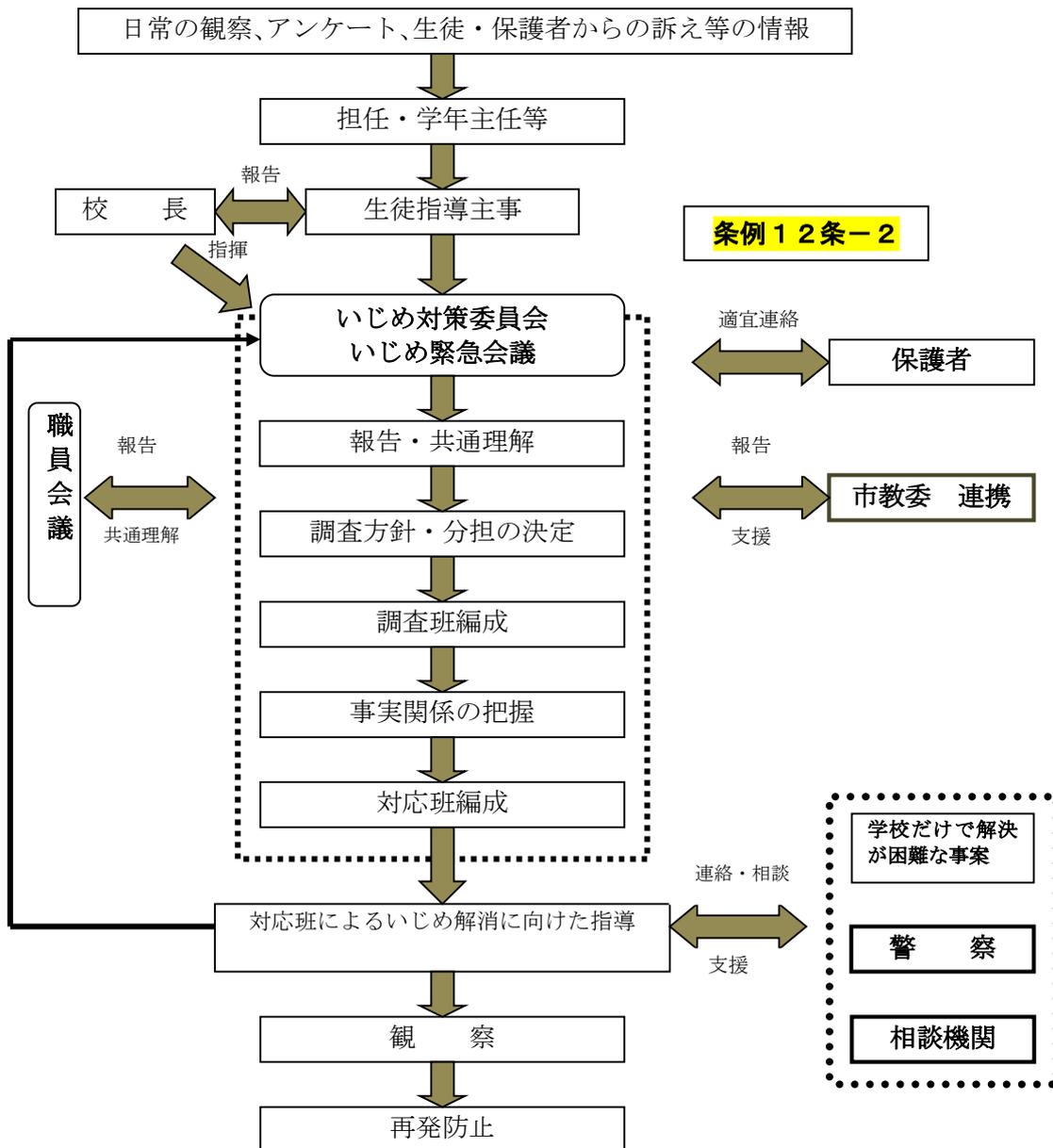
	4月	5月	6月	7月
職員会議等	いじめ常時委員会、いじめ緊急会議（事案発生時）、市教委報告			
	いじめ対策委員会 ・方針、指導計画			
防止対策	いじめ実態把握調査 オンライン相談		学級・学年づくり 人間関係づくり	ケータイ・ ネット安全教室 オンライン相談
早期発見		チェックシート	Q-Uの実施	生徒アンケート
	心の教室相談員、スクールカウンセラー、定期教育相談			

	8月	9月	10月	11月	12月
職員会議等	いじめ常時委員会、いじめ緊急会議（事案発生時）、市教委報告				
		いじめ対策委員会 ・情報共有			
防止対策	オンライン相談		学級・学年づくり 人間関係づくり	ケータイ・ ネット安全教室	オンライン相談
		いじめ実態把握調査			
早期発見		チェックシート	Q-Uの実施	生徒アンケート	
	心の教室相談員、スクールカウンセラー、定期教育相談				

	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ常時委員会、いじめ緊急会議（事案発生時）、市教委報告		
		いじめ対策委員会 ・次年度の課題把握	
防止対策	新入生事前指導 オンライン相談		オンライン相談
早期発見	チェックシート	生徒アンケート	
	心の教室相談員、スクールカウンセラー、定期相談		

### 3 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、生徒をよりつらい状況に追い込むことを避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

## 【いじめ早期発見チェックリスト（石岡市）】

## ★教職員チェックリスト

時系列	項目	チェック	児童生徒を見る観点
①登校、朝の会	1	<input type="checkbox"/>	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	2	<input type="checkbox"/>	朝の健康観察の返事に元気がない。
②教科等の時間	3	<input type="checkbox"/>	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	4	<input type="checkbox"/>	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	5	<input type="checkbox"/>	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	6	<input type="checkbox"/>	グループにいるときに、机を離されたり避けられたりする。
③休み時間	7	<input type="checkbox"/>	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	8	<input type="checkbox"/>	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	9	<input type="checkbox"/>	遊び仲間が変わった。
④昼食・清掃時間	10	<input type="checkbox"/>	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
	11	<input type="checkbox"/>	重い物や汚れたものを扱うことが多い。
	12	<input type="checkbox"/>	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
⑤帰りの会、下校	13	<input type="checkbox"/>	責任を押しつけられたり遍及されたりすることが多い。
	14	<input type="checkbox"/>	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしめない。
⑥部活動、クラブ	15	<input type="checkbox"/>	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	16	<input type="checkbox"/>	急に部活動をやめたいとかクラブを変えたいと言いつ出す。
⑦学校生活全般	17	<input type="checkbox"/>	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	18	<input type="checkbox"/>	本意でない係や委員にむりやり選出される。
	19	<input type="checkbox"/>	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	20	<input type="checkbox"/>	持ち物や掲示物にいたずらや落書きをされる。
	21	<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

## 「チェックリスト」の活用方法

学級担任等が「チェックリスト」をもとに、気になる児童生徒を抽出し、教育相談を実施し、いじめの早期発見に活用します。いじめ認知後は、早期対応に移行します。

## ★家庭用チェックリスト

### (1) いじめられている子どものサインをキャッチ（被害者の視点）

<b>●日常生活の変化</b>		
1	<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、擦り傷やあざなどがある
2	<input type="checkbox"/>	登校時になると、身体の不調を訴え登校をしづらくなった。
3	<input type="checkbox"/>	食欲が急に落ちる、寝つきが悪い、笑顔が減る。
4	<input type="checkbox"/>	意味なく夜更かしし、極端に寝起きが悪くなった。
5	<input type="checkbox"/>	死や非現実的なことに関する本やインターネットの情報に関心をもつようになった。
6	<input type="checkbox"/>	「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動を口にするようになった。
7	<input type="checkbox"/>	妙ににこにこしたり、気を遣いすぎたりすることが多くなった。
<b>●持ち物の変化</b>		
8	<input type="checkbox"/>	持ち物や勉強道具などがなくなったり、落書きをされたりしている。
9	<input type="checkbox"/>	カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている。
10	<input type="checkbox"/>	家庭から品物やお金を持ち出したり、必要以上に小遣いを要求したりするようになった。
<b>●友人関係の変化</b>		
11	<input type="checkbox"/>	親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりした。
12	<input type="checkbox"/>	電話に出たがらなかったり、友達の誘いを断ったりするようになった。
13	<input type="checkbox"/>	学校や友達に対する不平や不満を口にするようになった。
14	<input type="checkbox"/>	転校したい、学級をかわりたい、部活動をやめたいなどの話をするようになった。
<b>●家族との関係の変化</b>		
15	<input type="checkbox"/>	ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりするようになった。
16	<input type="checkbox"/>	家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話題を避けたりするようになった。

### (2) いじめている子どものサインをキャッチ（加害者の視点）

1	<input type="checkbox"/>	買ってあげていないものを持っている。
2	<input type="checkbox"/>	お金のつかい方が荒くなった。（おこづかい以上のお金をつかっている）
3	<input type="checkbox"/>	親の言うことを聞かなくなり、反抗的な態度をとるようになった。
4	<input type="checkbox"/>	親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がるようになった。

※項目の中には、思春期のどの子どもにも表れるものもあります。大切なことは、子どもの小さな変化を見逃さないことです。

## いじめ防止対策の更なる強化について

いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に基づいて行う国の取組について、当面特に重点を置いて検討・実施していく事項を以下の通り整理する。

(\*は、特にいじめの重大化・深刻化防止に向けた取組)

### (いじめの防止)

#### ① いじめ未然防止教育のモデル構築

- ・「いじめ防止対策協議会」と連携しつつ、いじめ未然防止教育の指導演、指導教材等のモデルを構築。
- ・いじめ未然防止教育について指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成。

#### \*② 重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設

- ・国に提供された重大事態調査報告書から、誰が・いつ・どのような対応を行えばいじめが重大化しなかったのか等のいじめの編織・予兆や重大化要因等を分析し、学校での未然防止等に活用。

### (早期発見)

#### ③ こどもの視点に立った相談体制の充実

- ・1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、SCやSSWの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進。

### (いじめへの対処)

#### \*④ 教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- ・教育委員会の下での警察OB等の多職種専門家によるチーム支援のモデル構築。
- ・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。
- ・加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。

#### \*⑤ 重大事態対応等における第三者性(中立性・公平性)の確保

- ・首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。
- ・重大事態調査の調査委員(第三者委員)の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会の実施。

#### ⑥ ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策の強化

- ・小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施。

### (地方公共団体・学校の実施する取組の充実)

#### \*⑦ 学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

#### \*⑧ 重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。

## いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実態等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

## 【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

## ●学校における平時からの備え（p 6～7参照）

チェックポイント	対応
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	is?
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長・局長・医師・学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	<input type="checkbox"/>
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	<input type="checkbox"/>
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
<b>職能団体等との連携について</b>	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長・局長とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	<input type="checkbox"/>
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	<input type="checkbox"/>
<b>【公立学校の場合】</b> 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
<b>【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】</b> 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	<input type="checkbox"/>